

(資料の1)

刑事訴訟法を実施する若干の問題に関する規定

(最高人民法院・最高人民検察院・公安部・
国家安全部・司法部・全人代常務委員会
法制工作委員会1998年1月19日公布)

野村 稔
張 凌

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 一 管轄 (1条—6条) | 八 期間及び事件処理の期限 (29条— |
| 二 立件 (7条) | 九 捜査の終結 (34条) |
| 三 回避 (8条) | 一〇 起訴の移送 (35条—38条) |
| 四 刑事訴訟への弁護士の参加 (9条—16条) | 一一 公判 (39条—43条) |
| 五 証拠 (17条—19条) | 一二 二審 (44条—46条) |
| 六 立保証及び居住監視 (20条—24条) | 一三 死刑の許可 (47条) |
| 七 逮捕及び勾留 (25条—28条) | 一四 不法収益及び赃物 (48条) |

一 管 轄

第1条① 刑事訴訟法における刑事事件管轄の業務分担に関する規定に基づいて、人民検察院は、「横領賄賂犯罪、公務員の汚職犯罪、国家機関公務員が職権を濫用して行った不法拘禁、拷問による自白の強要、報復陷害、又は不法捜査により公民の人身の権利を侵害する犯罪若しくは公民の民主的権利を侵害する犯罪」を管轄する。租税にかかわる等の事件については、公安機関が管轄し、これを立件して捜査しなければならない。人民検察院はこれらの事件を受理しない。刑事訴訟法における事件管轄の業務分担に関する規定に適合しないいかなる文書も、一律無効とする。

② 人民検察院が既に立件捜査した公安機関の管轄すべき租税にかかわる事件については、人民検察院は引き続き事件処理を終結させるか、又はこれらの事件を公安機関に移送することができる。

第2条 刑事訴訟法に規定する人民検察院の管轄する「国家機関公務員の汚職犯罪」事件については、改正刑法は、既に汚職犯罪の主体を国家機関公務員と改正している。この改正に基づいて、人民検察院の管轄する「汚職犯罪」とは、刑法各則第9章に規定する汚職罪を指す。また、刑法各則第4章第248条に規定する刑務職員が被拘禁者を殴打、体罰、虐待する罪については、人民検察院が管轄する。刑法各則第3章の社会主義市場経済秩序を破壊する罪に規定する犯罪については、公安機関が管轄する。

第3条 改正刑法は既に横領賄賂罪を第8章に明確に規定している。この改正に基づいて、人民検察院の管轄する「横領賄賂罪」の事件とは、改正刑法各則第8章に規定する横領賄賂の罪、及びその他の章、節において刑法各則第8章の横領賄賂の罪の規定を準用して処罰することを明確に規定している犯罪を指す。刑法第163条第1項、第2項、第184条第1項及び第164条に規定する犯罪については、公安機関がこれを管轄する。

第4条① 刑事訴訟法第170条第2号に規定する人民法院が直接受理する「被害者が証明できる証拠を有する軽微な刑事事件」とは、次の各号に掲げる被害者が証明できる証拠を有する刑事事件を指す。

- 一 故意による傷害（軽傷害）事件。
- 二 重婚事件。
- 三 遺棄事件。
- 四 通信の自由を妨害する事件。
- 五 不法に他人の住宅に侵入する事件。
- 六 偽・劣等の商品を生産し、販売する事件（社会の秩序及び国家の利益に危害を及ぼす重大な事件は除く）。
- 七 知的財産権を侵害する事件（社会の秩序及び国家の利益に危害を及ぼす重大な事件は除く）。
- 八 刑法各則第4章及び第5章に規定する、被告人に対して3年以下の懲役に処する可能性のあるその他の軽微な刑事事件。

② 前項に掲げる8類の事件のうち、被害者が直接に人民法院に起訴した場合は、人民法院は法により受理しなければならない。そのうち、証拠が不十分で、公安機関が受理することのできる事件については、公安機関に移送して、公安機関は立件して捜査しなければならない。被害者が公安機関に告訴した場合には、公安機関は受理しなければならない。

③ 偽証罪、又は判決・裁定を執行しない罪については、公安機関が立件して捜査する。

第5条 改正刑事訴訟法は、従来の「上級の人民法院は、必要な場合には、自ら第一審を管轄する刑事事件を下級の人民法院に裁判させることができる」という規定を削除した。この改正に基づいて、第一審の刑事事件については、法により上級の人民法院が管轄すべき場合は、下級の人民法院を指定して管轄させることはできない。

第6条 公安機関は、捜査している刑事事件が人民検察院の管轄する横領賄賂罪と関連する場合には、この横領賄賂事件を人民検察院に移送しなければならない。人民検察院は、捜査している横領賄賂罪が公安機関の管轄する刑事事件と関連する場合には、公

安機関の管轄に属する刑事事件を公安機関に移送しなければならない。以上の事情のうち、嫌疑のある主な罪が公安機関の管轄に属する場合には、公安機関を中心に捜査を行い、人民検察院がこれに協力する。嫌疑のある主な罪が人民検察院の管轄に属する場合には、人民検察院を中心に捜査を行い、公安機関がこれに協力する。

二 立件

第7条 改正刑事訴訟法第87条は、「人民検察院は、公安機関が立件し、捜査すべき事件であるのに立件せず、捜査しなかったと認めるとき、又は被害者が、公安機関が立件し、捜査すべき事件を立件せず、捜査しなかったとして人民検察院に申し出たときは、人民検察院は、公安機関に立件しなかった理由を説明するよう要求しなければならない。人民検察院が、公安機関が立件しなかったことに理由がないと認めるときは、公安機関に立件するよう通知しなければならないが、公安機関はその通知を受け取った後、立件しなければならない」と規定している。この規定に基づいて、公安機関は、人民検察院の「不立件理由説明要求通知書」を受け取った日から7日以内に説明の状況を書面で人民検察院に回答しなければならない。人民検察院は、公安機関の立件しなかった理由が成立しえないと認め、「立件通知書」を発行する場合には、立件すべきことを証明する関係資料を同時に公安機関に移送しなければならない。公安機関は「立件通知書」を受け取った日から15日以内に立件をするとともに、立件の決定書を人民検察院に送達しなければならない。

三 回避

第8条 改正刑事訴訟法第30条及び第31条は、書記員、翻訳人及び鑑定人の回避は人民法院院長が決定すると規定している。この規定に基づいて、上述の人員の回避は、裁判長が決定してはならない。

四 刑事訴訟への弁護士の参加

第9条 改正刑事訴訟法第96条に規定する「国家の秘密にかかわる事件」とは、事情又は事件の性質は国家の秘密とかかわることを指し、刑事事件の捜査の過程において関係資料及び処理の意見に秘密を守る必要のあることによって国家の秘密にかかわる事件としてはならない。

第10条 改正刑事訴訟法第96条の規定により、捜査段階において被疑者が弁護士を依頼する場合は、自分で依頼することができ、その親戚が代理して依頼することもできる。拘禁されている被疑者が弁護士を依頼する申請を提出した場合には、看守機関は、この申請を速やかに関係捜査機関に移送しなければならないが、捜査機関は、依頼された者又はその所在する弁護士事務所に、この申請を速やかに通知しなければならない。被疑者が弁護士を依頼する申請を提出したが、具体的な依頼の対象を提出していない場合は、捜査機関は当地の弁護士協会又は司法行政機関に速やかに通知し、その者のために弁護士を推薦させなければならない。

第11条 改正刑事訴訟法第96条は、国家の秘密にかかわる事件について弁護士が被疑

者に接見するには、捜査機関の許可を受けなければならないと規定している。国家の秘密にかかわらない事件について弁護士が被疑者に接見する場合は、承認を受ける必要がない。この場合は、捜査過程において秘密を守るべきことを国家の秘密にかかわる事件とする理由で不承認をしてはならない。弁護士が被疑者に接見する申請を提出したときは、48時間以内に接見させなければならない。黒社会の性質のある組織を組織・指導しこれに参加する犯罪、テロ活動の組織を組織・指導しこれに参加する犯罪、密輸犯罪、麻薬犯罪又は横領賄賂犯罪等の重大で複雑な2人以上の共同犯罪事件については、弁護士が被疑者に接見する申請を提出した場合は、5日以内に接見させなければならない。

第12条 刑事訴訟法第96条は、捜査段階において弁護士は拘禁されている被疑者に接見するときには、事件の事情及び必要性によって、捜査機関は捜査員に立ち会いをさせることができる、と規定している。起訴審査の段階及び裁判の段階において、事件の捜査が既に終結し、弁護士又はその他の弁護人が拘禁されている被疑者又は被告人に接見するときには、人民検察院、人民法院は要員に立ち会いをさせない。

第13条① 裁判の段階において、弁護士又はその他の弁護人は、刑事訴訟法第36条に規定する手続に基づいて、人民法院に行き、起訴された当該事件に関する犯罪事実の資料を閲覧・抜書き・複写することができ、拘禁されている被告人に接見・通信することができる。弁護士は、刑事訴訟法第37条の規定に基づいて、証人又はその他の関係ある組織体と個人から当該事件にかかわる資料を収集することができ、人民検察院又は人民法院が証拠を収集し、取り調べるよう申請することができ、又は人民法院が証人に対して証言するために出廷する通知を発付するよう申請することができる。弁護士は、人民検察院又は人民法院の許可を経て、且つ被害者若しくはその近親又は被害者の指定する証人の同意の下で、それらの者から当該事件にかかわる資料を収集することができる。

② 法廷の審理において、弁護を担当する弁護士が被告人の無罪又は軽い罪の証拠を提出する場合には、捜査若しくは起訴の提起において捜査機関又は人民検察院により収集された被告人の無罪又は軽い罪を証明する証拠は法廷で開示すべきであると認めるときは、人民検察院に対してこの証拠資料を提出させるよう人民法院に申請することができ、人民法院で当該の証拠資料を閲覧し、抜書きし、複写することもできる。

第14条 弁護士が訴訟書類、技術的鑑定資料及び当該事件の起訴された犯罪事実の資料を閲覧し、抜書きし、複写するものについては、複写のための必要な経費（生産費）のみを徴収するが、その他の各種名目の費用を徴収してはならない。必要な経費の徴収基準は全国で統一すべきであり、最高人民法院、最高人民検察院が国家物価主管部門に報告して、その主管部門が決定しなければならない。

第15条 刑事訴訟法第37条は、「弁護士である弁護人は、証人又はその他の関係ある組織体と個人の同意を経て、それらの者から当該事件にかかわる資料を収集することができ、人民検察院又は人民法院が証拠を収集し、取り調べるよう申請することができ、又は人民法院が証人に対して証言するために出廷する通知を発付するよう申請することができる」と規定している。弁護士である弁護人が人民検察院、人民法院に証拠を収集し、取り調べる申請を提出した場合には、人民検察院、人民法院は証拠を調査し取り調べる必要のあると認めるときには、人民検察院、人民法院が証拠を収集し、取り調べな

ければならないが、弁護士に証拠取調べ承認決定書を発付して弁護士に証拠を収集、取り調べさせてはならない。

第16条 刑事訴訟法第40条は、「自訴事件の自訴人若しくはその法定代理人、又は附帯民事訴訟の当事者若しくはその法定代理人は、いつでも訴訟代理人を依頼することができる」と規定している。この規定に基づいて、自訴人若しくはその法定代理人、又は附帯民事訴訟の当事者若しくはその法定代理人が訴訟代理人を依頼することは、「公判の前」に限られない。

五 証拠

第17条 刑事訴訟法第97条は、「捜査員による証人尋問は、証人の所属する組織体の構内又は証人の住居で行うことができる」とし、「必要なときには、証人に通知して人民検察院又は公安機関で証言させることができる」と規定している。捜査員による証人尋問は、刑事訴訟法第97条の規定に基づいて行わなければならない、別の場所を指定してはならない。

第18条 刑事訴訟法第120条第2項は、「人身傷害の医学的鑑定に異議があり、再鑑定の必要がある場合、又は精神病の医学的鑑定を行う場合は、省級人民政府が指定する医院によってこれを行う」と規定している。人民法院が公判で審理するに当たって、省級人民政府の指定する医院が鑑定結果を出し、対質を経た後に、疑問があり、この鑑定結果が事件を認定する根拠にならないと認める場合は、省級人民政府の指定するその他の医院に依頼して補充鑑定又は再鑑定を行うことができる。

第19条 刑事訴訟法第117条は、「人民検察院又は公安機関は、犯罪捜査の必要に応じ、関連規定により被疑者の貯金又は送金について調査し、凍結することができる」と規定している。この規定に基づいて、人民検察院又は公安機関は、貯金又は送金を留置し、振り替えてはならず、捜査、公訴の提起において被疑者が死亡した場合、被疑者の貯金又は送金を法により没収し、又は被害者に返還しなければならないときは、被疑者の貯金又は送金を凍結する金融機関に通知してこれを国庫に納入し又は被害者に返還する裁定を下すよう人民法院に申請することができる。

六 立保証及び居住監視

第20条 刑事訴訟法第52条は、「拘禁されている被疑者、被告人又はその法定代理人若しくは近親者は、立保証を申請することができる」とし、第96条は「被疑者が勾留された場合、依頼を受けている弁護士はその者のために立保証を申請することができる」と規定している。拘禁されている被疑者、被告人又はその法定代理人、近親者若しくは弁護士が立保証を申請する場合には、決定権を有する機関は7日以内に同意するか否かの回答を行わなければならない。立保証に同意した場合は、法により立保証の手続を行うが、同意しない場合は、申請者に告知するとともに、同意しない理由を説明しなければならない。

第21条 刑事訴訟法第53条は、「人民法院、人民検察院又は公安機関は、被疑者又は被告人に立保証を決定する場合には、被疑者又は被告人に対し、保証人を提供するか又

は保証金を納付することを命令しなければならない」と規定している。この規定に基づいて、保証人と保証金を同時に提供させることを要求してはならない。

第22条 被疑者に保証金を提供させる場合には、これを決定する機関は事件の具体的な事情に基づいて保証金の金額を確定する。立保証を立てる保証金は、公安機関が統一的に徴収し、保管する。立保証の保証人が保証義務を履行したか否かについては、公安機関が認定する。保証人に過料を決定する場合も、公安機関が行う。具体的な方法については、公安部が最高人民法院、最高人民検察院、国家安全部と共同して決定する。

第23条 立保証又は居住監視をされた被疑者又は被告人は、正当な理由のない限り、住んでいる市、県又は居所を離れてはならない。正当な理由があり、住んでいる市、県又は居所を離れる必要のある場合は、執行する機関の許可を経なければならない。立保証又は居住監視は人民検察院又は人民法院により決定された場合には、執行する機関は、被疑者又は被告人が住んでいる市、県若しくは居所を離れることを承認する前に、決定された機関の同意を受けなければならない。

第24条 居住監視をされている被疑者又は被告人は、その依頼した弁護士に接見する場合は、承認を経る必要がない。

七 逮捕及び勾留

第25条 刑事訴訟法は、逮捕は公安機関が執行すると規定している。人民検察院が直接受理する事件について人民検察院が逮捕の決定を行った場合には、これを公安機関に移送し、公安機関は直ちに執行しなければならない。人民検察院は公安機関に協力して執行することもできる。

第26条① 改正刑事訴訟法は、旧刑事訴訟法における勾留条件のうちの「主な犯罪事実がすでに調査によって明らかになり」との規定を「犯罪事実があることを証明する証拠があり」と改正している。そのうち、「犯罪事実があることを証明する証拠」とは、次の各号に掲げる事情のいずれにも該当する場合を指す。

- 一 犯罪事実が発生したことを証明する証拠を有すること。
- 二 犯罪事実が被疑者により行われたことであることを証明できる証拠を有すること。
- 三 被疑者により犯行が行われたことを証明する証拠が調査によって明らかになったこと。

② 犯罪事実は、被疑者が実施した数個の犯罪行為のうちの一個で足りる。

第27条 人民検察院は、公安機関による勾留請求の事件を審査するときには、勾留の承認又は不承認の決定を行わなければならない。勾留を承認した事件については別に捜査する必要はない。

第28条 人民検察院が行った勾留承認の決定については、公安機関は直ちに執行すると同時に、執行の通知書を勾留承認の人民検察院に直ちに送達しなければならない。これを執行することができない場合は、この状況及び理由を記入した通知書を人民検察院に送達しなければならない。人民検察院の不承認決定については、公安機関は勾留不承認決定書を受け取った後、拘禁されている被疑者を直ちに釈放し、又は強制措置を変更

するとともに、勾留不承認決定書を受け取った日から3日以内に執行の状況を、勾留不承認を決定した人民検察院に送達しなければならない。

八 期間及び事件処理の期限

第29条 刑事訴訟期間の計算については、期間の最後の日が休日である場合には、休日の翌日は期間の満了の日とする。ただし、被疑者、被告人又は犯人に対する拘禁の期間は、期間の満了の日にとどめるべきである場合には、休日のために拘禁の期間を休日後の翌日まで延長してはならない。

第30条 公安機関が拘禁期間を延長する申請する場合には、拘禁期間が満了する七日前に提出するとともに、拘禁期間を延長する事件の主な事情及び拘禁期間を延長する具体的な理由を書面で提出し、人民検察院は拘禁期間満了までに決定を行わなければならない。

第31条 最高人民検察院が直接受理して捜査する事件で、刑事訴訟法第124条、第126条及び第127条が規定する条件に該当し、被疑者を捜査し、拘禁する期間を延長する必要がある場合は、最高人民検察院が法により決定する。

第32条 刑事訴訟法第128条の規定により、公安機関は捜査の期間において被疑者に別の重要な犯行があったことが発覚し、捜査拘禁の期間を改めて計算すべき場合には、公安機関が決定するが、人民検察院の承認をさらに受ける必要はない。ただし、人民検察院に報告し登録しなければならないが、人民検察院はこれを監督することができる。

第33条 刑事訴訟法第122条は、「被疑者に対し精神病鑑定を行う期間は、捜査、起訴及び裁判の期間に算入しない」と規定している。この規定に基づいて、被疑者又は被告人が拘禁されている事件については、被疑者又は被告人に対する精神病鑑定を行う期間は事件処理の期間内に算入しないが、その他の鑑定時間は事件処理の期間内に算入する。鑑定の時間が長く、事件処理の期限が満了しても鑑定を終結しえない事件については、期限が満了した日から、拘禁されている被疑者又は被告人に対して強制措置を変更して、立保証又は住居監視に改める。

九 捜査の終結

第34条 人民検察院が同級の公安機関から移送して起訴を審査する事件を受理するとき、刑事訴訟法の管轄の規定に基づいて上級の人民検察院又は同級のその他の人民検察院に起訴させるべきと認める場合は、人民検察院は事件を管轄権のある人民検察院に移送し起訴の審査をさせなければならない。

一〇 起訴の移送

第35条 刑事訴訟法第150条の規定に基づいて、人民検察院は、公訴を提起する事件について、人民検察院に起訴状、証拠目録、証人名簿及びすべての犯罪事実に関する主な証拠の複写文書又は写真を移送しなければならない。移送する資料に関する具体的な問題は次の各号に掲げる方法で行う。

一 人民検察院が移送する証人名簿には、起訴する前に証言を提供した証人の名簿が

含まなければならない。証人名簿には証人の氏名、年齢、性別、職業、住所、連絡先を明確に記入しなければならない。出廷しようとする証人について人民検察院は出廷しない理由を説明しないことができる。

- 二 人民検察院の移送する証拠目録は、起訴する前に収集した証拠資料の目録でなければならない。
- 三 被害者の氏名・住所・連絡先、被告人の財物に対する押収・凍結の有無及び置く場所、被告人が強制措置された種類及び登録の有無、確保の有無、拘禁の場所等については、人民検察院は起訴状に明記すべきであるが、別に資料を移送する必要はない。そのうち、被害者のプライバシーにかかわるか又は被害者の人身の安全を保護するために起訴状に被害者の氏名・住所・連絡先を明記することに適しないものは、人民法院に単独で移送しなければならない。
- 四 鑑定結果、検証及び身体検査の調書が既に主な証拠として複写文書を移送した場合は、鑑定人、検証及び身体検査の調書を作成する者の氏名は明記されたことにより、別に移送する必要はない。

第36条① 刑事訴訟法第150条の規定に基づいて、人民検察院が公訴を提起する事件については、人民法院に全ての犯罪事実に関する主な証拠の複写文書又は写真を移送しなければならない。「主要な証拠」は次のようなものを含む。

- 一 起訴状にかかわる各証拠種類のうちの主要な証拠。
- 二 複数の同一種類の証拠のうちの「主要な証拠」と確定された証拠。
- 三 法定の量刑の情状とする自首、功績を立てる証拠、累犯、中止、未遂又は正当防衛に関する証拠。

② 人民検察院が具体事件を移送して起訴するとき、「主要な証拠」については、人民検察院が前項の規定により確定する。

第37条① 刑事訴訟法第150条は、「人民法院は、公訴が提起された事件を審査した後、起訴状に明らかな犯罪事実の記載があり、且つ証拠の目録、証人名簿及び主要な証拠の複写文書又は写真が付されている場合には、公判を開くことを決定しなければならない」と規定している。人民検察院が公訴を提起した事件については、人民法院はこれを受理しなければならない。人民法院は、公訴を提起した事件を審査した後、起訴状には起訴された犯罪事実が明らかで、且つ証拠目録、証人名簿及び主要な証拠の複写文書又は写真がある場合には、公判を開くことを決定しなければならない。人民検察院が移送する資料のうち、以上の資料が不十分で、人民法院は人民検察院に資料を補充するよう通知し、人民検察院はこの通知を受け取った日から3日以内に資料を補充して移送しなければならない。

② 人民法院が公訴提起の事件を審査する期限は、人民法院の審理期限に算入する。

第38条 簡易手続による審理の公訴事件については、人民検察院が要員を派遣して出廷させるかどうかを問わず、人民法院に事件の全部調書及び証拠資料を移送しなければならない。

一一 公 判

第39条 刑事訴訟法第154条は、裁判長は、開廷に際し、当事者が出頭したか否かを確認すると規定している。この規定に基づいて、裁判長は当事者が出頭したか否かを確認しなければならないが、書記員がこれを確認してはならない。

第40条 公判審理における証人尋問の順序については、公判審理は裁判長の主宰の下で行い、公訴人、弁護人の証人に対する質問の順序は裁判長が決定する。

第41条 刑事訴訟法第158条第1項は、「合議廷は、法廷審理の過程において証拠に対し疑問のある場合には、証拠を調査し、確認するため休廷を言い渡すことができる」とし、第159条第1項は、「当事者、弁護人及び訴訟代理人は、公判審理の過程において、新しい証人に出頭を通知し、新しい証拠物を取り調べるよう請求し、再鑑定又は再検証を請求する権利を持つ」と規定している。これらの規定に基づいて、人民法院は、人民檢察院に確認すべき証拠資料を提出させて取り調べることができ、弁護人又は被告人の申請に基づいて人民檢察院に捜査及び起訴の過程において収集した被告人に無罪又は罪の軽い証拠資料を提出させて取り調べることもできる。人民檢察院は、人民法院の証拠資料取調べ要求決定書を受け取った日から3日以内にこれを移送しなければならない。

第42条 人民檢察院は法廷において提示・朗読・放送する証拠資料を人民法院に移送しなければならない。法廷で移送することができない場合には、休廷後3日以内に移送しなければならない。法廷において出頭していない証人の証言を提示・朗読・放送するとき、当該証人が異なる証言を提供したことがある場合には、人民檢察院は、当該証人の全部の証言を休廷後3日以内に移送しなければならない。

第43条 改正刑事訴訟法第169条は、「人民檢察院は、人民法院による事件の審理が法律に規定する訴訟手続に違反することを発見した場合は、人民法院に是正するよう意見を提出する権利を持つ」と規定している。人民檢察院は、法定手続に違反する活動については是正するよう意見を提出する場合には、人民檢察院が開廷審理後に提出しなければならない。

一二 二 審

第44条 刑事訴訟法第188条は、「人民檢察院が抗訴を提出した事件、又は第二審の人民法院が開廷して審理する公訴事件については、同級の人民檢察院は、担当者を法廷に出席させなければならない」と規定している。この規定に基づいて、第二審の裁判に出席させる者は、同級人民檢察院の検察員でなければならない。

第45条 人民檢察院が公訴を提起した事件、又は第二審の人民法院が開廷して審理する公訴事件については、第二審に出廷する検察員及び弁護人が第一審において人民法院に移送した証拠を提示・朗読・放送する必要がある場合には、出廷している検察員又は弁護人は法廷で証拠を提示・朗読・放送することを申請することができる。

第46条 人民檢察院が抗訴を提起した事件については、第二審の人民法院は、審査を経て被告人を死刑に処すべきであるが刑事訴訟法第189条の規定により処理しなければならないと認める場合には、即ち第二審の人民法院は原判決の認定した事実が間違いな

いが、法律の適用が誤ったか又は量刑が不当であると認める場合には、判決を改めて下さなければならない。第二審の人民法院は原判決の認定した事実が明らかでないか又は証拠が不十分であると認める場合には、事実を明らかにした後に判決を改めて下すか又は原審の人民法院に差戻し、再審理させることができる。そのうち、第二審の人民法院が直接に判決を改める事件については、当該事件に関する死刑承認権限を高級人民法院に授権したか否かを問わず、全て最高人民法院に報告して、最高人民法院がこれを承認しなければならない。

一三 死刑の許可

第47条 高級人民法院が2年の猶予期間付き死刑を許可する事件については、許可又は不許可の決定を行わなければならない、被告人の刑罰を加重してはならない。

一四 不法収益及び赃物

第48条① 不法収益及び赃物については、法により被害者に返還すべき財物及び焼却すべき禁制品を除いて、一律国庫に納入しなければならない。いかなる組織体及び個人も流用し又は密かに処理してはならない。不法収益及び赃物の処理については、刑事訴訟法第198条の規定により執行するとともに、具体的な状況に基づいて次のように処理しなければならない。

一 証拠として使用する実物については、法により事件調書に付随して移送しなければならない。移送することのできないものについては、その明細書、写真又はその他の証明文書を事件調書に付随して移送しなければならない。不法収益及び赃物を移送しなかったことを理由に事件の受理を拒絶してはならない。

二 捜査機関が金融機関にある不正の資金を凍結するときは、人民法院に対し金融機関の発行した証明書を事件調書に付随して移送しなければならない。人民法院の下した判決が法的効力のあった後、人民法院は当該金融機関に通知してこの不法収益を国庫に納入させる。当該金融機関は人民法院に執行状況の通知書を送達しなければならない。

三 差押え、押収された不法収益又は赃物について、法により移送しない場合には、証拠の目録、写真又はその他の証明文書を事件調書に付随して移送しなければならない、人民法院の下した判決が法的効力のあった後、人民法院は差押え、押収を行った機関に通知してこれを国庫に納入しなければならない。差押え、押収を行った機関は、人民法院に執行状況の通知書を送達しなければならない。

② 国家安全機関が法律の規定により、国家の安全に危害を及ぼす刑事事件を処理する場合は、この規定のうちの公安機関に関する規定を適用する。

③ この規定は、公布の日から施行する。最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家安全部が制定した刑事訴訟法の執行問題に関する解釈又は規定が本規定と一致していない場合には、本規定を基準とする。